平成２９年（フ）第６号
和歌山県日高郡美浜町大字和田2979番地、前住所和歌山県日高郡美浜町大字吉原954番地の３
債務者　道余　幸男
１　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石倉　誠也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第５０号
福岡県宮若市龍徳1284番地
債務者　大西　正博
１　決定年月日時　平成29年８月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１９７号
大分市金池南２丁目17番４号
債務者　梅田　一眞
１　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１３号
大分市南津留11番20号（イケベハイツ102）
債務者　佐藤信太郎
１　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月７日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６２号
秋田県横手市南町10番50号　市営住宅４－１
債務者　大坂　正美
１　決定年月日時　平成29年８月21日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４０号
島根県出雲市小山町19番地４　三原マンション202
債務者　田部　健治
１　決定年月日時　平成29年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第８１３号
さいたま市浦和区常盤１丁目８番17―206号、旧住所さいたま市緑区芝原２丁目11番地８101号
債務者　西河　祐太
１　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８４４号
埼玉県朝霞市本町２丁目７番10号　コスモビル303号室
債務者　滝田　正利
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４４７号
埼玉県越谷市宮本町５丁目10番地１　キャステル宮本106、旧住所東京都品川区東品川３丁目22番25号　佐川急便東品川寮319
債務者　松井　友孝
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
埼玉県本庄市東台２丁目８番29号　ヤマキアパート
債務者　金子　一次
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１４８号
釧路市鶴野東３丁目21番９号
債務者　松本　　歩
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７１号
釧路市貝塚４丁目６番14号
債務者　真嶋　武洋
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８８号
盛岡市向中野４丁目17番12号
債務者　高橋　和広
１　決定年月日時　平成29年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２２１号
盛岡市加賀野４丁目１番30―211号
債務者　古舘　匡史
１　決定年月日時　平成29年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２２４号
盛岡市山岸３丁目10番14号　パラッツォ山岸202号、前住所盛岡市山岸３丁目36番28号、前々住所神奈川県大和市深見西２丁目１番13号　ハイツエクレールＢ201
債務者　久慈　　歩
１　決定年月日時　平成29年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４２号
山形県酒田市新橋１丁目６番地の25　ドリーム新橋102号
債務者　神渡　英成（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１５１号
群馬県高崎市上小塙町63番地３　静野ハイツ101号、住民票上の住所群馬県安中市小俣955番地１
債務者　鈴木　信治
１　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部